

大分 I B D（潰瘍性大腸炎・クローン病）友の会規約

（名 称）

第1条 本会は、大分 I B D（潰瘍性大腸炎・クローン病）友の会といい、略称を大分 I B D友の会という。

（事務局）

第2条 本会の事務局は、大分市大字下徳丸362-1に設置する。

（目 的）

第3条 潰瘍性大腸炎とクローン病（以下「I B D」という）に関する正しい知識の普及啓発に努め、会員相互の交流や意見交換の場を提供し、I B D患者の生活の質の向上に寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員への情報提供
- (2) 研修会、交流会、レクレーション等の開催
- (3) 関係行政機関の行う事業への協力
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

（会 員）

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 I B D患者及びその家族
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同した個人または団体

（入 会）

第6条 会員になろうとする者は、その年度の会費を添えて会長に届け出る。

（脱 会）

第7条 理由を記入した脱会届を会長に提出することにより、いつでも脱会できる。

その場合、納入済みの年会費は返却しない。

- 2 会費未納の場合、年度末をもって休会扱いとする。

（役 員）

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名 本会を代表し、会務を総括する。

- (2) 副会長 若干名 会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。
- (3) 事務局長 1名 本会の庶務をおこなう。
- (4) 幹事 若干名 会務を執行する。
- (5) 会計 1名 本会の会計事務をおこなう。
- (6) 会計監査 1名 会計監査をおこない、総会で報告する。

(役員を選出)

第9条 役員は、総会に出席した会員の過半数の承認を得て選出される。

(役員任期)

第10条 役員任期は1年とする。ただし欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。また、再任は妨げない。

(総会)

第11条 本会は年に一度定期総会を開催し、本会の基本事項を決定する。

- 2 総会の議決は、出席した会員の過半数の同意で決する。
- 3 役員会が必要と認めた場合、会長は臨時に総会を召集することができる。

(役員会)

第12条 役員会は会の活動について協議する。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年3月1日より翌年2月末日までとする。

(会費)

第14条 会員の年会費は正会員・賛助会員とも2,000円とする。

2 会費は年度初めに全納するものとする。新規会員は入会時に年会費を納入する。ただし、10月以降翌年3月までに入会する場合の年会費は1,000円とする。

(顧問)

第15条 役員会の推薦により顧問をおくことができる。

(規約の改正)

第16条 この規約は総会の議決によって改正することができる。

(その他)

第17条 この規約に定めのない事項は役員会の議決により処理し、総会において承

認を受けるものとする。

附 則

- 1 この規約は2000年2月20日から施行する。